

第 6464 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 22日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 新型コロナウイルスに関連する見舞金

Q : 会社から、新型コロナウイルスの感染見舞をもらいました。税務上どのような取扱いになりますか？

A : 非課税となります。

【解説】

新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金のうち、次のいずれも満たすものは、非課税所得となります。

- ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
- ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
- ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

この場合の、「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの」とは、例えば次のような見舞金をいいます。

- ① 使用人等が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
- ② 使用者の使用人等で次のイ及びロに該当する者が支払を受けるもの
イ. 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症に感染する可能性が高い業務に従事している者
ロ. 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
- ③ 使用人等が新型コロナウイルス感染症に感染するなどしてその所有する資産を廃棄せざるを得なかった場合に支払を受けるもの

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

